公

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二

………(産業労働局商工部地域産業振興課)

рu

○都市計画の案に関する公聴会の開催中止…………

-----(都市整備局都市づくり政策部都市計画課

 $\equiv$ 

定による行政処分について、法第七条第二項及び第八条第 以下「法」という。)第七条第一項及び第八条第一項の規

四

適用条項

法第七条第一項及び第八条第一項

一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月四日

東京都知事

小

池

百 合子 ●東京都告示第千二十号

告

示

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号

1

被処分者

日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



発 行 東京都

三

処分年月日 代表者氏名 所の所在地 主たる事務

令和二年三月二十五日

(--)処分の内容

業務停止命令

間 係る次の行為を停止する。 令和二年三月二十六日から同年九月二十五日までの (六箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に

7 売買契約の締結について勧誘すること。

イ 売買契約の申込みを受けること。

ウ 売買契約を締結すること。

………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)…

○特定商取引に関する法律による行政処分(七件

告

目

次

……………(生活文化局消費生活部取引指導課

 $(\underline{\phantom{a}})$ 指示

ア

 $\equiv$ 

果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東 生原因について、調査分析の上検証し、その検証結 京都知事宛て文書にて報告すること。 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発

イ 東京都知事宛て文書にて報告すること。 務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、 策及び当該コンプライアンス体制について、 内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社 本件業

名称 前田 株式会社i

朗

(--)

t e c j a p a

n

処分について、

同条第二項の規定により、

次のとおり告示

ンロイヤル五反田四○一品川区西五反田二丁目二十五番九号サ する。

令和二年八月四日

東京都知事 小

池

百

合子

処分年月日 令和二年三月二十五日 被処分者

前田

朗

 $\equiv$ 処分の内容

る業務のうち、 (六箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に関す 令和二年三月二十六日から同年九月二十五日までの間 次の業務を新たに開始すること (当該業

む。)を禁止する。

務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含

売買契約の締結について勧誘すること。

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 売買契約の申込みを受けること。

 $(\Xi)$ 売買契約を締結すること。

兀 適用条項 法第八条の二第一項

## ●東京都告示第千二十二号

する。 処分について、同条第二項の規定により、 以下「法」という。)第八条の二第一項の規定による行政 特定商取引に関する法律 (昭和五十一年法律第五十七号 次のとおり告示

令和二年八月四日

東京都知事 小 池 百 合子

被処分者 福島 裕基

処分年月日 令和二年三月二十五日

 $\equiv$ 処分の内容

令和二年三月二十六日から同年九月二十五日までの間

### ●東京都告示第千二十一号

以下「法」という。)第八条の二第一項の規定による行政 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。

 $\triangleright$ 

務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含 る業務のうち、 (六箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売に関す 次の業務を新たに開始すること(当該業

- )を禁止する。
- 売買契約の締結について勧誘すること。
- 売買契約の申込みを受けること。
- 売買契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条の二第一 項

#### ●東京都告示第千二十三号

定による行政処分について、法第七条第二項及び第八条第 以下「法」という。)第七条第一項及び第八条第一項の規 一項の規定により、次のとおり告示する。 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。

小 池 百 合子

令和二年八月四日

東京都知事

#### 被処分者

東

京

都

公

報

名称 木村 直人

 $(\Box)$ (-)

屋号

ファースト

- 所の所在地主たる事務 世田谷区池尻三丁目三十番六号フェリ ーチェ池尻六○
- 処分年月日 令和二年三月二十五日

四

適用条項

法第七条第一項及び第八条第一項

三 処分の内容

業務停止命令

令和二年三月二十六日から同年九月二十五日までの (六箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に

係る次の行為を停止する。

売買契約の締結について勧誘すること。

イ 売買契約の申込みを受けること。

- ゥ 売買契約を締結すること。
- 業務禁止命令

間 関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること (当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員とな 令和二年三月二十六日から同年九月二十五日までの (六箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に

ア 売買契約の締結について勧誘すること。 ることを含む。)を禁止する。

イ 売買契約の申込みを受けること。

ウ 売買契約を締結すること。

 $(\equiv)$ 指示

ア 果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東 生原因について、調査分析の上検証し、その検証結 京都知事宛て文書にて報告すること。 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発

内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止 務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、 策及び当該コンプライアンス体制について、 東京都知事宛て文書にて報告すること。 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社

## ●東京都告示第千二十四号

以下「法」という。)第七条第一項及び第八条第一項の規 定による行政処分について、法第七条第二項及び第八条第 二項の規定により、次のとおり告示する。 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号

令和二年八月四

東京都知事 小 池 百 合子

名称 株式会社ライズ

 $(\underline{\phantom{a}})$ 代表者氏名 木村 直人

 $(\Xi)$ 主たる事務 所の所在地 ーチェ池尻六○一 世田谷区池尻三丁目三十番六号フェリ

処分年月日 令和二年三月二十五日

処分の内容

 $\equiv$ 

業務停止命令

係る次の行為を停止する。 (三箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に 令和二年三月二十六日から同年六月二十五日までの

ア 売買契約の締結について勧誘すること。

イ 売買契約の申込みを受けること。

売買契約を締結すること。

指示

ア 果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東 生原因について、調査分析の上検証し、その検証結 京都知事宛て文書にて報告すること。 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発

東京都知事宛て文書にて報告すること。 務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、 策及び当該コンプライアンス体制について、本件業 内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社

適用条項 法第七条第一項及び第八条第一項

四

業務停止命令

令和二年三月二十六日から同年六月二十五日までの (三箇月間)法第三十三条第一項に規定する連鎖販

処分の内容 処分年月日

令和

一年三月二十五日

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 

指

イ

勧誘を行わせること。

は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

連鎖販売取引についての契約を締結すること。

連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、

又

ア

連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に

売業に係る連鎖販売取引のうち、

次の業務を停止する。

間

ア

業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発

調査分析の上検証し、

その検証結

3

京都知事宛て文書にて報告すること。

果について、 生原因について、

業務停止命令の日から一箇月以内に東

#### ●東京都告示第千二十五号

イ

違反行為の再発防止に向けた、

再発防止策及び社

当該再発防止

本件業

策及び当該コンプライアンス体制について、

務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、

内のコンプライアンス体制を構築し、

及び第三十九条第五項の規定により、 以下「法」という。 項の規定による行政処分について、 特定商取引に関する法律 )第三十八条第一項及び第三十九条第 (昭和五十一年法律第五十七号 法第三十八条第五項 次のとおり告示する。

百 合子

几

適用条項

法第三十八条第一項及び第三十九条第一項

東京都知事宛て文書にて報告すること。

#### 小 池

東京都知事

令和二年八月四日

被処分者

名称

株式会社ライズ

 $(\Box)$ 

代表者氏名

木村

直人

所の所在地主たる事務

ーチェ池尻六○一世田谷区池尻三丁目三十番六号フェリ

# ●東京都告示第千二十六号

行政処分について、 告示する。 以下「法」という。)第三十九条の二第一項の規定による 特定商取引に関する法律 同条第四項の規定により、 (昭和五十一年法律第五十七号) 次のとお

令和二年八月四日

東京都知事 小 池 百 合

子

病院

被処分者 木村 直人

処分年月日 令和二年三月二十五日

処分の内容

を禁止する。 む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。) 引に係る次の業務を新たに開始すること(当該業務を営 (三箇月間) 令和二年三月二十六日から同年六月二十五日までの間 法第三十三条第一項に規定する連鎖販売取

(--)に勧誘を行わせること。 販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者 条第二項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は法第三十三

 $(\Box)$ 勧誘者に契約の申込みを受けさせること。 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、 又は

> 兀  $(\Xi)$ 適用条項 連鎖販売取引についての契約を締結すること。 法第三十九条の二第 項

### ●東京都告示第千二十七号

事項の変更の届出があったので、 号 救急病院等を定める省令 第二条第一項の規定に基づき告示した病院から、 (昭和三十九年厚生省令第 次のとおり告示する。 申出

令和二年八月四

東京都知事 小 池

百

合

子

名称の変更

佳東京明日佳 社団東京明日 特定医療法人 変更前 京明日佳病院東京明日佳東 変更: 後 番十三号 三丁目三十三 世田谷区奥沢 月一日 令和二年 変更年月

徳成会八王子 医療法人社団 山王病院 山王病院 東光会八王子 医療法人社団 五番十六号-八王子市中野 月一日 令和二年七

#### 公 告

都市計画の案に関する公聴会の開催の中止に

ついて

申出がなかったため開催を中止する。 定に基づく都市計画区域の整備、 会規則(昭和四十四年東京都規則第百四十号)第二条の規 係る公聴会のうち、次に掲げる公聴会については、 に都市再開発の方針に関する都市計画変更の東京都原案に 年法律第百号)第十六条第一項及び東京都都市計画公聴 令和二年七月一日付けで公告した都市計画法 開発及び保全の方針並び (昭和四十 公述の

_	(第17148号)							東	京	都	Ţ,	\ =	報						8月4		(火曜	日)	4			
																				七時から 同月十七日午後		三日午後七時か	专用二手乀月十	開催日時		令和二年八月四日
																				合センター 立川市女性総		支所是大型	トをますま	開催会場	東京都知事	日
	域生都市計画区	语 域 対 対 対 に に に に に に に に に に に に に	国立都市計画区	区域国分寺都市計画		<b>过</b> 日野都市計画区	区域	小金井都市計画		昭島都市計画区	域機都市計画区	F 填 F	<b>芝鷹都市計画区</b>	区域	武蔵野都市計画			域 []       	立川都市計画玄	区域八王子都市計画	S i	区域原者宣言画	Ť	計画区域対象となる都市	小 池 百合	
	羽 福 村 生 市 市	i i	国立市	市国分		日野市	市	小金井	!	昭島市	青梅市	î Î	三鷹市	市	武蔵野	山市	武 市	東大和	立    	市 八王子		村力等原	ト <b>を</b> 系	町村 保市	子	
	七時から	同月二十日午後		同日午後七時か							一七時から一同月十九日午後		同日午後七時か							七時から日午後	司月十八日F炙	同日午後七時か				
	ン タ 1			がい健康セン神津島村生き					1 きらっと	化交流センタ	スポーツ・文西東京市南町		<b>大島町開発総</b>							館たづくり		研修室 八丈町商工会				
	坷	新島都市計画区		域神津都市計画区	区域	西東京都市計画			区域	東村山都市計画	域 小平都市計画区		<b>大島都市計画区</b>	域	多摩都市計画区	域	町田都市計画区	域	調布都市計画区	域内者可言画区	<b>守中祁方十画文</b>	域八丈都市計画区		ţ	或 秋多都市計画区	
		新島村		村神津島	市	西東京	米市	東 魚 瀬 市	市	東 村 山	小 平 市		大島町	稲城市	多摩市		町田市	<b>狛江市</b>		R F		八丈町	Ħ		野市あきる	瑞穂町
	代表者名 代表者名 小野 伸司	代表者名	六 変更前の設置者の 明智 変明	五 変更を行った設置 株式会社錦糸町ステーションビル	四 設置者住所 墨田区江東橋三丁目十四番五号	三 設置者名 株式会社錦糸町ステーションビル	二 店舗所在地 墨田区錦糸一丁目二番四十七号	一 店舗名   テルミナ2	東京都知事 小 池 百合子	令和二年八月四日	に到着するよう提出してください。	局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	添えて、令和二年八月四日から四月以内に東京都産業労働	あっては所在地)巨意見を述べる理由」を記載した書面を	にあっては団体名及びその代表者の氏名) 口住所 (団体に	とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名(団体	なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう	その届出及び添付書類を縦覧に供する。	準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、	舗の変更について届出があったので、同条第三項において	「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店	 大 規	ついて	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に		・ 受ご持いる 一 時月二十四日午 三宅村役場臨

							東	京	1	都	公	報								( 3	第17	148	)号)
	舗 「の 法 大			<del>1</del> カ	L	十八			十七	十六	十五	十四四		十三	-	<u>+</u>	+			+	九		八
	舗の変更について届出があったので、大規模小売店舗立地法(平成十年法大規模小売店舗立地法(平成十年法ついて			<b>総関联</b> 間		縦覧期間		j	縦覧場所	届出日	変更日	者の代表者名変更後の小売業	者の代表者名	変更前の小売業	者の住所	変更浚の小売業	者の住所変更前の小売業	<b></b>	業者の氏名又は名	変更を行った小売	の氏名又は名称変更後の小売業者	の日名又は名称	の氏名及は名称変更前の小売業者
	更について届出があったので、同条第三項においてという。)第六条第二項の規定により大規模小売店模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下ついて		時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一午前九時三十亿から午後四時三十	ニガ L寺三一ト、 ユニ 受国寺三一例第十号)に定める休日を除く。 に関する条例(平成元年東方者条	四日まで。ただし、東京都の休日の日まで。ただし、東京都の休日の日本ら同年十二月	一号)	振興課(新宿区西新宿二丁目八番	東京都産業労働局商工部地域産業	令和二年七月九日	令和二年三月十二日ほか	リア)ほか 福田 三千男(株式会社アダスト		遠藤 洋一(株式会社ポイント)	(株式会社ダブルエー)	赀谷区惠北寿一丁目二十番十八号	(株式会社ダブルエー) 渋谷区恵比寿四丁目七番六号3A			株式会社アダストリアほか六名	ボほか二十六名 株式会社マッシュビューティーラ	2	トレまい二十三名株式会社フリーズインターナショ
	<u>+</u> + +	+	九	八	七	六		五.	四	Ξ	=	_			に到	局商	添えて、	あっ	にあ	とす	な	その	準用
	変更後の閉店時 を更前の来客が を更前の来客が を利用することができる	変更前の閉店時刻	変更後の開店時刻	変更前の開店時刻	者の氏名又は名称変更を行う小売業	位置及び収容台数変更後の駐車場の	位置及び収容台数	変更前の駐車場の	設置者住所	設置者名	店舗所在地	店舗名	東	令和二年八月四日	に到着するよう提出してください	局商工部地域産業振興課		ては所在地)三意見	にあっては団体名及びその代表者の氏名)	とする者は、意見の内容	なお、法第八条第二項	その届出及び添付書類を縦覧に供する。	する法第五条第三項
	午前九時から午後十時まで午後十一時ほか	午後十一時ほか	午前七時ほか	午前七時ほか	株式会社フロジャポンほか二名	隔地 十六台		隔地 十三台	墨田区江東橋三丁目十四番五号	株式会社錦糸町ステーションビル	墨田区錦糸一丁目二番四十七号	テルミナ2	東京都知事 小 池 百合子		ください。	吟(新宿区西新宿二丁目八番一号)	令和二年八月四日から四月以内に東京都産業労働	あっては所在地)曰意見を述べる理由」を記載した書面を	の代表者の氏名)□住所(団体に	意見の内容を記載した書面に「一氏名(団体	法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう	『縦覧に供する。	準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
							-	<u>二</u> 十			十九		十八	十七	十六		† ∄	ī.		十四			十三
							\frac{1}{2}	縦覧時間			縦覧期間		縦覧場所	届出日	変更日	口の数及び位置	の自動車の出入の自動車の出入	だ可な) 上耳虫	口の数及び位置の自動車の出入	変更前の駐車場	時間帯	ることができる 乗事場を 利用す	<b>主車場と刊月片変更後の来客が</b>
						時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一	午前九時三十分から午後四時三十一	例第十号)に定める休日を除く。	に関する条例(平成元年東京都条一四日まで。ただし、東京都の休日	令和二年八月四日から同年十二月	一号)	<ul><li>長世界(所有で有所有二)目した東京都産業労働局商工部地域産業</li></ul>	令和二年七月九日	令和二年七月十五日ほか		三箇別隔地	Į.		一箇所 隔地			午前六時から午前零時までほか

_	(第17148号)	東	京	都	公	報	令和2年8月4日	(火曜日)	6
<u> </u>									
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(代)   解163									
三									
五									
三新 京 📗									
フ <u>ニ</u>									
一 目									
一 八 一 悉									
() H									
ン 号 都									
郵便番号 ┃  63-8001 ┃									
定価									
一本									
箇 号									
郵									
送六									
を六一									
・ 円円									
印刷所									
電 東 勝   活 京									
都美									
三意 印									
_									
三 一 株									
(解送科を含む。)□ 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 解113一つ箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優元を号 三○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号101									
5 🛓 🔎									
一省云									
ン号社									
郵便番号 ┃  13-0001 ┃									
FSC ミックス 版 FSC* C006270									
FSC ミックス									
## FSC* C006270									ſ